

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2022年 盛夏号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

新型コロナに係る傷病手当金の取扱いQ & A

新型コロナウイルスの感染が再拡大する中、コロナ関連の傷病手当金の取扱いについて、厚生労働省が協会けんぽ等に向けて示している事務連絡のQ&Aに7項目が追加されました。コロナ後遺症が傷病手当金の支給対象になりうること、「宿泊・自宅療養証明書」の取扱い、治療後の自宅待機期間は支給対象にならないこと、等が記載されています。追加前の内容も含め、下記をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220705S0010.pdf>

なお、身近な人が新型コロナウイルス感染症になった場合や、自分が濃厚接触者かどうか迷った際には、東京都福祉保健局の下記リンク先が参考になります。チェックリストもありますので、よろしければご覧ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kanzen/corona_portal/shien/coronamidika.html

また、濃厚接触者の自宅待機期間については、今の7日間から5日間に短縮する方向で検討されています。

相談件数トップは今年も「いじめ・嫌がらせ」

厚生労働省から「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」の結果が公表されました。

民事上の個別労働紛争における相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全項目で、「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多であり、「解雇」の件数は前年度に比べ減少しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html

職場の労務トラブルの中心はかつての「解雇」から「いじめ・嫌がらせ」に移ってきていると言われます。**トラブルの未然防止と迅速な対応が必要**です。

弊所でも社外相談窓口を承っておりますので、設置をご検討の際はお声かけください。

公益通報者保護法改正について

公益通報者保護法が改正され、今年の6月1日から施行されています。公益通報者保護法とは、勤務先の不正を勤務先の通報窓口や行政機関、報道機関等に**通報した人を解雇や降格などの不利益な取り扱いから守る**ための法律で、今回改正の重要ポイントとして下記が挙げられています。

- ①事業者の**体制整備の義務化**（従業員が300人以下の中小企業については努力義務）
- ②事業者の内部通報担当者の**守秘義務**
- ③「**公益通報者**」として保護される**範囲の拡大**
- ④保護される「**通報対象事実**」の**範囲の拡大**

公益通報は、企業が内部の問題を早期に把握し、自ら是正することができる貴重な機会です。事業者の適切な対応が求められています。

公益通報者保護法と制度の概要については、消費者庁の下記ページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**在宅勤務など、職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯**09035225025**までお願いします。ZoomやWebex等にも対応しております。

暑中お見舞い申し上げます。

弊所は**8月12日(金)～15日(月)**

夏季休業とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

